

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者の名称	飯田市
代表者	佐藤 健
所在地	飯田市大久保町 2534 番地
設立年月日	1994 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

（１）事業所の所在地

事業所名称	飯田市訪問看護ステーション
管理者	玉置 雅代
所在地	飯田市八幡町 438 番地 TEL：0265－21－1299 FAX：0265－21－2137
サービスの種類	訪問看護
介護保険指定事業所番号	2060590029
通常の事業の実施地域	飯田市（上村・南信濃を除く）

（２）事業の目的と運営の方針

事業の目的	ステーションの看護師及び理学療法士等（以下「看護職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者及び心身の機能の低下した状態にある在宅の療養者（以下「在宅療養者」という。）に対し、適正な指定看護及び指定居宅サービス訪問看護等（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。
運営の方針	指定訪問看護等は、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指すものとする。 訪問看護事業を運営するに当たっては、地域の結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。 指定訪問看護等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(3) 事業所窓口の開業日及び開業時間

開業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律による休日及び 12月29日～翌年1月3日を除く
開業時間	午前8時30分～午後5時15分

*緊急対応が必要な場合は、この限りではありません。

(4) 事業所の職員体制

区分	職種	人員
管理者	看護師	1名（常勤）
従業者	保健師、看護師	5名以上
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上（兼務）

3 提供するサービスの内容について

サービスの仕組み	主治の医師より「訪問看護指示書」を発行します。利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。作成した訪問看護計画書に沿い、訪問看護を行います。
訪問看護の内容	① 病状観察 ② 身体の清しき及び洗髪等による清潔の保持 ③ 床擦れの予防及び処置 ④ カテーテル等の管理 ⑤ リハビリテーション ⑥ 食事及び排せつの介助 ⑦ ターミナルケア ⑧ 療養生活及び介護方法指導 ⑨ その他主治の医師の指示に基づくもの

4 訪問看護利用料、利用者負担額について

お持ちの医療保険証に応じた負担割合でのご利用になります。

保険証以外の（福祉医療受給者証・指定難病受給者証等）証書をお持ちの方は、ご提示ください。

サービス利用料、加算料金等については別紙1.2を参照してください。サービス利用料とは別に保険適応外の料金については以下のとおりです。

(1) その他の料金（保険適応外）

休業日の訪問	1,650円/回	休業日の訪問看護事業 午前8時から午後6時までの間にわたる場合
	1時間30分を超える時間ごとに市長が別に定める額	午後6時から午後10時まで又は午前6時から午前8時までの間にわたる場合
	1時間30分を超える30分ごとに市長が別に定める額	午後10時から翌日午前6時までの間にわたる場合
	1時間30分を超える30分ごとに市長が別に定める額	上記以外の場合
交通費	1kmあたり40円	飯田市（上村、南信濃を除く）以外への訪問をする場合
死後の処置	11,000円	希望により死後の処置を行った場合

(2) キャンセル料

利用開始2時間前までに連絡がない場合はキャンセル料として1回につき5,000円いただきます。

5 利用料金の支払い方法について

利用料金の支払いは口座からの振替えをお願いしています。当月の料金の合計額を明細を付して、翌月の20日までに利用者に請求します。当月の料金の合計額を翌月20日までに口座から振替させていただきますので、前日までに口座残高をご確認ください。（20日が休日の場合は、翌営業日となります。）利用者から料金の支払いを受けたときには利用者に対し領収書を発行します。

6 その他の対応について

(1) 緊急時または事故発生時における対応について

訪問中に利用者の病状の変化、急変その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の措置を行います。また利用者に対する訪問看護の事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る関係機関に連絡し、必要な措置を行います。

(2) 損害賠償について

事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

(3) 事業所に対する相談・苦情窓口

当事業所利用者からの訪問看護に関する相談・苦情を承ります。

飯田市立病院 医療福祉係長	
電話 0265-21-1255	内線 2452
※受付時間 (月～金) 午前8時30分～午後5時15分まで	
(国民の祝日に関する法律による休日及び、12月29日～翌年1月3日を除く)	

(4) 虐待防止に関する事項について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員に周知徹底を図ることとします。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③看護職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。担当者：管理者
- ⑤訪問看護の提供中に、看護職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市長に通報します。

(5) 身体的拘束等について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいりません。ただし、緊急やむを得ない場合の実施に際しては、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を行います。

(6) 衛生管理等について

看護職員の清潔の保持及び健康状態について管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(7) 業務継続計画の策定等について

- ①ステーションは、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、業務継続計画という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) ハラスメント対策に関する事項

利用者またはそのご家族等による本事業所の従事者への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

(9) 秘密の保持と個人情報の保護について

- ①事業者及びそのサービス従事者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ②事業者は、そのサービス従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ③事業者は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(10) サービスの解除について

事業者は、利用者に著しい不信行為によりサービスを継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、サービスを解除することができます。この場合には、事業者は、担当する居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

(11) サービスの終了について

次の各項のいずれかに該当する場合には、サービスを終了します。

- ①利用者が死亡したとき
- ②利用者が6ヶ月以上の入院となった場合
- ③利用者が介護保険施設へ入所し、6ヶ月以上経過した場合
- ④利用者が要介護と認定された場合

(12) 利用者のサービス終了の権利について

- ①利用者は事業者に対して、14日の予告期間において申し出をすることにより、サービスを終了することが出来ます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が14日以内の申出でもサービスを終了することができます。
- ②次の事由に該当した場合は、利用者は申し出ることにより、直ちにサービスを終了することができます。
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が守秘義務に反した場合
 - ・事業者が利用者や利用者の家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(13) その他の留意事項

- ①看護職員に対する金品等の心付けはお断りしております。また、お茶や食物などの提供もお断りしております。
- ②ペットを飼われている場合は、トラブル回避のため、訪問前に柵に入れる、別室に移すなど、配慮をお願い致します。
- ③やむを得ない事情により訪問時間が前後する場合があります。
- ④自然災害時等による訪問の変更、中止をお願いすることがあります。
 - ・災害時警戒レベル4の発令が出た際

- ・利用者宅がハザードマップより水害・土砂災害等の危険区域等の場合
- ・自施設から利用者宅までの交通路で水害や土砂災害が予測されている場合
- ・大雪等で道路状況が悪い場合

⑤平日は、電話を看護師以外の職員が受けることもあります。

【 説明確認欄 】

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

所在地： 飯田市八幡町 438

名 称： 飯田市訪問看護ステーション

説明者氏名

【 加算についての同意欄 】

・ 24 時間対応体制加算について

- ①対応マニュアルを整備しています。
- ②緊急時判断を保健師/看護師が速やかに行える連携体制が整備されています。
- ③対応する（保健師/看護師以外の）職員の勤務態勢・勤務状況が明確にしています。
- ④対応したら保健師/看護師に必ず報告します。保健師/看護師はその報告内容を記録書に記録します。

以上の項目に従って対応します。

このサービスを利用する事に同意しますか。

同意 (します ・ しません) ※いずれかに○印をつけて下さい。

私は、本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

家族 または後見人・代理人

住 所

氏 名

(続柄)

別紙 1

基本療養費・管理療養費

訪問看護基本療養費（1日につき） 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550円	週3日目まで
	6,550円	週4日目以降
訪問看護管理療養費 1	7,670円	月の初回訪問
	3,000円	月の2回目以降訪問
訪問看護管理療養費 2	7,670円	月の初回訪問
	2,500円	月の2回目以降訪問

加算等の料金

	加算項目	加算金額	加算要件
	難病等複数回訪問看護加算	4,500円	1日に2回の場合
		8,000円	1日に3回の場合
☐	24時間対応体制加算（イ）	6,800円/月	利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制がある。また業務負担の軽減に資する業務管理等の体制が整備できている場合
☐	24時間対応体制加算（ロ）	6,520円/月	利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制がある。
	緊急訪問看護加算	（イ）2,650円 （ロ）2,000円	利用者やその家族の求めに応じて、計画外の緊急訪問を行った場合（1日1回まで算定） （イ）月14日目まで （ロ）月15日目以降
☐	特別管理加算	2,500円/月	※厚生労働大臣が定める状態にある場合
☐	特別管理加算	5,000円/月	特別な管理のうち重症度の高い場合
☐	専門管理加算	2,500円/月	専門の研修を受けた看護師が訪問する場合
☐	乳幼児加算（6歳未満）	1,300円	
☐	乳幼児加算（6歳未満）	1,800円	厚生労働大臣が定める者に該当する場合
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合 夜間：午後6時～午後10時 早朝：午前6時～午前8時
	深夜訪問看護加算	4,200円	利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合 深夜：午後10時～午前6時

☐	複数名訪問看護加算 看護師２名での訪問 （週１日まで）	4,500円	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算 の対象者、利用者の身体的理由等により１人 の看護師では訪問看護が困難な場合
☐	複数名訪問看護加算 看護師、看護補助者２名で の訪問（週３日まで）	3,000円	
☐	長時間訪問看護加算	5,200円	１回の訪問看護の時間が９０分を超え場合 （週に１回まで） ※特別管理加算、特別訪問指示書期間の対象 者のみ
☐	退院時共同指導加算	8,000円	入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合 （月に１回まで ※厚生大臣が定める疾病等 の利用者は月２回まで）
☐	特別管理指導加算	2,000円	特別な管理が必要な利用者に対して退院時共同指導を行った場合
☐	退院支援指導加算	6,000円	退院日当日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
☐	退院支援指導加算	8,400円	退院日当日に在宅で療養上の必要な指導を行い、指導の時間が９０分を超えた場合、又は 複数回の退院支援指導の合計が９０分を超えた場合
☐	在宅患者緊急時等カンファ レンス加算	2,000円	利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより利用者宅に赴き一同に会し カンファレンスを行う場合
☐	訪問看護ターミナル療養費１	25,000円	利用者本人およびその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意志決定を他の医療、介護 関係者との連携の上対応する場合
☐	訪問看護ベースアップ評価 料（Ⅰ）	780円/月	職員給与の是正のための加算
☐	訪問看護ベースアップ評価 料（Ⅱ）１～１８	別紙２参照	区分が設定されており、金額が定められています。その月で変動する可能性があります。
☐	訪問看護医療DX情報活用加 算	50円/月	オンライン資格確認強化のための加算

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

別紙2

【A】	金額	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分
0を超える	10円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1
15以上	20円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2
25以上	30円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3
35以上	40円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4
45以上	50円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5
55以上	60円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6
65以上	70円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7
75以上	80円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8
85以上	90円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9
95以上	100円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10
125以上	150円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11
175以上	200円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12
225以上	250円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13
275以上	300円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14
325以上	350円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15
375以上	400円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16
425以上	450円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17
475以上	500円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18